

新型コロナウイルス感染症に係る安全な競馬開催のための基本的な考え方

令和2年7月6日

(令和2年 7月30日改訂)

(令和3年 4月 8日改訂)

(令和3年10月29日改訂)

(令和4年 4月21日改訂)

(令和4年 6月30日改訂)

(令和4年12月23日改訂)

(令和5年 3月13日改訂)

日本中央競馬会

〈目次〉

- 1 はじめに
- 2 感染防止のための基本的な考え方
- 3 リスク評価
 - ① 接触感染のリスク評価
 - ② 飛沫感染のリスク評価
 - ③ エアロゾル感染のリスク評価
 - ④ 集客施設としてのリスク評価
 - ⑤ 地域における感染状況のリスク評価
- 4 講ずるべき具体的な対策
 - ① 総論
 - ② 来場者の安全確保のために実施すること
 - ③ 厩舎関係者の安全確保のために実施すること
 - ④ 従事者の安全確保のために実施すること
 - ⑤ 馬主、報道関係者の安全確保のために実施すること
 - ⑥ 施設管理（競馬場・ウインズ・エクセル）
 - ア) 入場口
 - イ) パドック、スタンド、ウイナーズ・サークル等
 - ウ) 館内一般
 - エ) 窓口
 - オ) ロビー、休憩スペース
 - カ) トイレ
 - キ) 食堂・ファストフードコーナー、売店等
 - ク) 遊戯施設
 - ケ) 集客型のイベント等
 - ⑦ 広報・周知
- 5 厩舎関係者・従事者に感染者が確認された場合の対応
- 6 来場者・馬主・報道関係者に感染者が確認された場合の対応

1 はじめに

本資料は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け。新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）及び「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月26日付け。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。）等の最新の内容を踏まえ、競馬場又は場外勝馬投票券発売所（以下「場外発売所」という。）において新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本資料では、競走の実施、競馬場又は場外発売所における勝馬投票券の発売（競馬法第4条により委託する競馬の実施に関する事務を含む）を行う場合の前提となる感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

また、本資料は感染症学の専門家より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した意見等を踏まえて作成した。

競走の実施、競馬場又は場外発売所における勝馬投票券の発売を行うに当たっては、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本資料に示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組む。

競走を実施する競馬場において、一般の観客が入場する際には、必要に応じ、施設が所在する都道府県に対して感染防止安全計画を提出する。

なお、本資料の内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2 感染防止のための基本的な考え方

競馬場又は場外発売所の施設の構造や規模等を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設に来場する一般の観客（以下「来場者」という。）、騎手・調教師・厩舎従業員（以下「厩舎関係者」という。）、役職員、従業員及び出入りする民間事業者等（以下「従事者」という。）、馬主及び報道関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、適切な対策を講ずる。

その際には、「三つの密」、「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要となる。

3 リスク評価

新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染、③エアロゾル感

染のそれぞれについて、来場者、厩舎関係者、従事者、馬主及び報道関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、人気のあるレース開催日等は、多くの来場者や県境をまたいだ人の移動が惹起されることもあり、以下の④及び⑤で述べるリスク評価についても留意する。

なお、「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断した場合においては、競馬場又は場外発売所における勝馬投票券の発売等は中断又は延期する。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（勝馬投票券発売機・払戻機、マークカード記入用鉛筆、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかなどを評価する。

③ エアロゾル感染のリスク評価

感染者から放出されたウイルスを含む粒子が長時間浮遊する原因となる、換気の悪い環境や密集した状態が生じる可能性のある場所がどこにあるかなどを評価する。

④ 集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあって競馬場又は場外発売所における勝馬投票券の発売を行った場合に、大規模な来場等が見込まれるかどうか、県境をまたいだ来場が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来場に留まるかどうかなどを、これまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。

⑤ 地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、必要に応じて対応を強化する。

4 講ずるべき具体的な対策

① 総論

- ・ 三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、なるべく密集・密閉・密接のいずれも避けるような措置を講じる。

- ・ 人と人とが触れ合わない距離（以下「一定の距離」という。）を確保するため、必要に応じて以下の措置を講じる。
 - 一定の距離を保つ目安としてフロアマーカ―やロープ等を設置する。また、来場者が滞留しないように動線を確保する。
 - 特定エリアに大勢の人が滞留しないよう、入場口、退場口、トイレの通路等の共用部のキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限（エリアごとの人数制限等）や整理人員の配置又は場内放送・掲示等による注意喚起を行う。
- ・ 感染防止のために入場制限を実施することが必要と判断する場合は、以下のような方策を講ずることが考えられる。
 - 無観客による競馬開催
 - 勝馬投票券の発売レース数の制限
 - 勝馬投票券の発売・払戻し時間の制限
 - レース映像の提供制限
 - オッズ情報の提供制限
 - 有人窓口における勝馬投票券の発売の制限
 - 飲食スペースや椅子スペースなど、滞留スペースの使用制限
 - 時間差による入退場
 - 入場者及び列に並ぶ者の整理
- ・ 施設内の適度な消毒や手指消毒のための消毒液の配置を行う。なお、消毒液は当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないよう定期的に点検を行う。消毒方法については、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ）」等を適宜参照する（以下、消毒に関する記載において同じ。）。
- ・ 例えば、密になる可能性が高い通路やモニター前等における飲食は制限する。
- ・ マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、競馬主催者から来場者や厩舎関係者、従事者、馬主や報道関係者（以下「厩舎関係者等」という）に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。
- ・ マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、競馬主催者が感染対策上又は事業上の理由等により、来場者又は厩舎関係者等にマスクの着用を求めることが許容される。

例えば、

- 感染対策上又は事業上の必要がある場合に、厩舎関係者等に対し、マスクの着用を求めること、
- 年齢層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、来場者に対し、マスクの着用を求めること
- マスク見直し時期をまたぐ一連の競馬開催等において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること

等が考えられる。

- 過度な飲酒の自粛について周知する。
- 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。
- 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応を講ずる。
 - 速やかに他の来場者から隔離する。
 - 対応する従事者は、マスクや手袋、フェイスシールドの着用等適切な防護対策を講ずるとともに、対応前後は手洗いの徹底や手指消毒を実施する。
 - 重症化リスク、重篤度に応じて、医療機関受診や自宅待機等を促すとともに事後の状況の把握に努める。
 - 当該者が感染していた時には保健所等による速やかな情報公開等に協力するとともに、必要に応じてウイルスが付着した可能性がある場所の消毒等の事後の対策を講ずる。
- 本資料に従って新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことについて、ホームページで周知する。

② 来場者の安全確保のために実施すること

- 来場前の検温実施の要請のほか、来場自粛を求める条件について、以下のような内容を事前にホームページ等で周知するとともに、施設の入口に明示する。
 - 発熱（37.5度以上の場合、又は37.5度未満でも平熱よりも高いことが明らかな場合）がある場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 政府の指定する過去一定期間内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を

必要とされている国、地域等へ渡航した場合

- 入場時にサーモグラフィー等による検温を行い、発熱があった場合には施設内への入場を一旦お断りし、医療機関の受診や自宅待機等を促す。
- 入場時や巡回などを通じて体調が悪いと思われる方への声掛けや検温を行い、発熱などの来場自粛の条件に該当する症状等があった場合には施設内への滞在をお断りし、医療機関の受診を促す。なお、入場又は滞在をお断りする場合には入場料や指定席料の払戻しに応じるなどの措置を講じる。
- 咳エチケット、こまめな手洗いまたは手指の消毒を推奨する。なお、マスクについては、着用するかどうかは個人の判断に委ねることを基本とするが、年齢層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、必要と判断する場合には、来場者に対しマスクの着用を求めることとする。
- 勝馬投票券やグッズ、飲食物などを対面で販売する際に、人と人との距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用するなど工夫して、飛沫を防止する。テーブルなどは定期的に清拭消毒を行う。
- インターネット投票を推奨する。
- キャッシュレス投票及びマークカードレス投票を推奨する。
- 勝馬投票券やマークカード、新聞等が散乱することのないよう、ゴミをこまめに回収するとともに、これらを放置しないよう適宜呼びかけを行う。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、作業後に手洗いを行う。
- 一旦手にしたマークカード又は鉛筆を戻さないよう呼びかける。また、一旦手にしたマークカード又は鉛筆を回収する備え付けの回収箱を設置する。
- 有料・来賓エリアの座席は原則として指定席とし、座席間は一定の距離を確保する。

③ 厩舎関係者の安全確保のために実施すること

(健康管理)

- 厩舎関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- 厩舎関係者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、発熱又は風邪の症状など体調が悪い場合及び以下に該当する場合は報告するよう要請する。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など、新型コロナウイルス感染症の症状が想定される場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 政府の指定する過去一定期間内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を

必要とされている国、地域等へ渡航した場合

- 前項の場合は、必要に応じて医療機関への受診や自己検査結果の健康フォローアップセンター等への連絡を促すとともに、診断結果を記録する。さらに、必要に応じて出勤の自粛を要請する。
- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」などを周知するとともに、行動管理を徹底するよう促す。
- 咳エチケット、こまめな手洗いまたは手指の消毒を要請する。
- 騎手服、作業着等を定期的に洗濯するよう要請する。
- ワクチン接種については、厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」等を参照し、ワクチンに関する理解を促す。

(職場における検査の更なる活用・徹底)

- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握するよう要請する。
- 体調が悪い場合には出勤せず、重症化リスクの高くない者においては自宅で療養することを基本とし、症状悪化時等には医療機関を受診するよう要請する。
- 厩舎関係者が出勤後に少しでも体調が悪い、又は発熱など軽度の体調不良を訴えた場合（持病等明らかに新型コロナウイルス感染症ではない場合を除く）には、令和4年10月19日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第3版）について」及び「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報」を踏まえ、以下のとおり対応する。
 - 薬事承認された新型コロナウイルス抗原定性検査キットを選定するものとし、保管・使用については、キットの添付文書等をよく確認すること。
 - 職場において検査する場合には、本人の同意を得た上で検査を管理する従業員（検査の実施に関して必要な事項・注意点等を理解し、実際に検査を行う際に被検者への指示や検査結果の判定等を行う従業員のこと。）を定めておき、当該従業員の管理下で検査を実施する。ただし、当該厩舎関係者が症状が重いと感じている場合などは、検査結果にかかわらず医療機関を受診するなど必要な対応をとること。
 - 検査結果が陽性であった場合、重症化リスクの高い者は、医療機関を受診し、医師にその結果を伝えること。それ以外の者であって、症状が軽いなど、自宅で療養を希望する場合は、速やかに地域の健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、自宅等で療養させる。また、体調変化時には、速やかに

健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診するよう伝える。

- 検査結果が陰性であった場合、他の疾病の可能性もあることから、重症化リスクの高い者は、医師の判断を受けるよう伝え、それ以外の方は、本人の希望に応じて医療機関を受診するよう伝える。受診を希望せず自宅で療養する場合にも、体調変化時には、速やかに医療機関を受診するよう伝える。また、偽陰性の可能性もあることから、症状が軽快するまで外出を控えるなど感染対策を講じるよう伝える。
- 職場での抗原定性検査キットの使用は、医療機関の受診に代わるものではなく、特に基礎疾患を持っている場合等重症化リスクの高い方については、抗原定性検査キットの使用によって受診が遅れることがないようにすること。
- また、寮などで集団生活を行っている場合や、厩舎関係者同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査を活用する。

（移動）

- 自家用車など公共交通機関を使わずに移動できる厩舎関係者に対し、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、移動時における交通事故等の防止に留意しつつこれを推奨する。複数人数での移動の場合は、車内での感染防止策（会話を控えめにすること、常時換気を行うこと等）を徹底する。

（宿泊）

- 調整ルームなど、厩舎関係者が競馬開催中に利用する宿舎については、可能な限り個室とする。宿舎の構造、部屋数及び公正な競走の確保等の観点から、個室とすることが難しい場合には、同部屋の人数を極力減らすこととし、かつ、同部屋の厩舎関係者が一定の距離よりも離れた間隔（以下「一定の間隔」という。）を保てるよう、部屋の空間と人の配置について最大限の見直しを行う。
- 就寝時を除き、部屋にいる場合において、窓が開く場合には定期的に窓を開け換気するよう促すなど、宿舎全体や部屋を換気する。なお、適切な機械換気の場合は窓開放との併用は不要とする。

（浴場）

- 入浴は、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないよう要請する。
- 更衣室におけるロッカーの定期的な清拭消毒を行う。

- 更衣室におけるロッカーなどの配置についても、一定の間隔を確保する。
- 浴場での共通のタオルの使用は禁止する。
- 浴室内の換気を強化する。
- 浴室、浴槽内、サウナ室における対人距離の確保及び会話を控えることなどを要請する。
- ドライヤーなど備品の清拭消毒を行い、共有の化粧品・ブラシ等の使用は禁止する。

(食事関係)

- 食事は、小グループで行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないよう要請する。
- 食事前の手洗いを徹底するよう要請する。
- 飲食する場合は、椅子を間引くなどにより、一定の間隔を確保し、対面で座らない又はアクリル板を設置するなどの工夫を行うよう要請する。
- トング等共用する場合は、使用前に手指消毒を行うこと。

(休憩・休息スペース)

- 休憩・休息スペースにおける共有物品（テーブル、椅子など）や高頻度接触部位は、定期的に消毒を行う。
- 休憩・休息スペースを使用する際は、入退室の前後の手洗いを要請する。
- 休憩・休息をとる場合には、一定の間隔を確保することや、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、入場制限及び休憩時間をずらすなどの工夫を行うよう要請する。特に、屋内休憩スペースについては、スペースの確保（追設の検討を含む）や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

(トイレ)

- 便器は通常の清掃とし、不特定多数が使用する場所は定期的に清拭消毒を行う。
- 便座に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- 共通のタオルは禁止し、ペーパータオルや個人用タオルを使用することとする。

(控室)

- 競走前後において、控室を使用する場合には、一定の間隔を確保することや、一定数以上が同時に控室に入らないよう、入場制限及び利用時間をずらすなどの工夫を行うよう要請する。特に、スペースの確保（追設の検討を含む）や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

(輸送)

- バス等で厩舎関係者を輸送する場合には、換気に留意し、座席の距離は一定の間

隔を確保するよう促す。また、15分以上連続して乗車の場合は、一定数以上が同時にバス等に乗車しないよう、乗車制限、輸送車の増便及び利用時間をずらすなどの工夫を行う。特に、スペースの確保や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

(設備・器具)

- 馬具などのうち、個々の厩舎関係者が占有することが可能な器具については、共有を避け、共有する馬具等については、定期的に消毒を行うよう要請する。
- ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備についても、適度に清拭消毒を行う。
- ゴミは定期的に回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、作業後に手洗いをを行う。

(外部関係者の宿舎・競馬場施設への立入り)

- 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、4④の従事者に準じた感染防止対策を求める。
- このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する取引先等に、施設内での感染防止対策の内容を説明するなど、理解を促す。

(開催時における移動エリアの制限)

- 競馬開催時において、来場者、他の厩舎関係者、従事者、馬主、報道関係者との接触する機会を減らすよう、それぞれの業務内容ごとに行動する競馬場内のエリアを制限する。

④ 従事者の安全確保のために実施すること

- 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- 従事者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、発熱又は風邪の症状など体調が悪い場合及び以下に該当する場合は報告するよう要請する。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など、新型コロナウイルス感染症の症状が想定される場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 政府の指定する過去一定期間内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合
- 前項の場合は、必要に応じて医療機関への受診や自己検査結果の健康フォローア

ップセンター等への連絡を促すとともに、診断結果を記録する。さらに、必要に応じて出勤の自粛を要請する。

- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」などを周知するとともに、行動管理を徹底するよう促す。
- 咳エチケット、こまめな手洗いまたは手指の消毒を実施するよう要請する。
- ユニフォーム等を定期的に洗濯するよう要請する。
- 従事者から来場者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来場者の質問に直接対応する際に、人と人との距離が確保できない場合等はマスクや手袋、フェイスシールドの着用等工夫して飛沫防止に努めるとともに、対応前後は手洗いや手指消毒を実施する。
- 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、人との接触を減らすための工夫を継続的に行う。
- 室内は定期的な換気を行うとともに、必要に応じて二酸化炭素濃度計を設置し、常時1,000ppm以下を維持する。
- 時差出勤により公共交通機関の混雑緩和を図り、また、自家用車など公共交通機関を使用せずに通勤できる従事者には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、移動時における交通事故等の防止に留意しつつこれを推奨する。
- ワクチン接種については、厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」等を参照し、ワクチンに関する理解を促す。

(開催時における移動エリアの制限)

- 競馬開催時において、来場者と接触する従事者と、厩舎関係者と接触する従事者を分けるなど、業務内容ごとにできる限り行動する競馬場内のエリアを制限する。

(職場における検査の更なる活用・徹底)

- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握するよう要請する。
- 体調が悪い場合には出勤せず、重症化リスクの高くない者においては自宅で療養することを基本とし、症状悪化時等には医療機関を受診するよう要請する。
- 従事者が出勤後に少しでも体調が悪い、又は発熱など軽度の体調不良を訴えた場合(持病等明らかに新型コロナウイルス感染症ではない場合を除く)には、令和4年10月19日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第3版)について」及び「新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品(検査キット)

の承認情報」を踏まえ、以下のとおり対応する。

- 薬事承認された新型コロナウイルス抗原定性検査キットを選定するものとし、保管・使用については、キットの添付文書等をよく確認すること。
- 職場において検査する場合には、本人の同意を得た上で検査を管理する従業員（検査の実施に関して必要な事項・注意点等を理解し、実際に検査を行う際に被検者への指示や検査結果の判定等を行う従業員のこと。）を定めておき、当該従業員の管理下で検査を実施する。ただし、当該従事者が症状が重いと感じている場合などは、検査結果にかかわらず医療機関を受診するなど必要な対応をとること。
- 検査結果が陽性であった場合、重症化リスクの高い者は、医療機関を受診し、医師にその結果を伝えること。それ以外の者であって、症状が軽いなど、自宅で療養を希望する場合は、速やかに地域の健康フォローアップセンター等に登録するよう伝え、自宅等で療養させる。また、体調変化時には、速やかに健康フォローアップセンター等に連絡する、もしくは医療機関を受診するよう伝える。
- 検査結果が陰性であった場合、他の疾病の可能性もあることから、重症化リスクの高い者は、医師の判断を受けるよう伝え、それ以外の方は、本人の希望に応じて医療機関を受診するよう伝える。受診を希望せず自宅で療養する場合にも、体調変化時には、速やかに医療機関を受診するよう伝える。また、偽陰性の可能性もあることから、症状が軽快するまで外出を控えるなど感染対策を講じるよう伝える。
- 職場での抗原定性検査キットの使用は、医療機関の受診に代わるものではなく、特に基礎疾患を持っている場合等重症化リスクの高い方については、抗原定性検査キットの使用によって受診が遅れることがないようにすること。
- また、寮などで集団生活を行っている場合や、従事者同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も検討する。

⑤ 馬主、報道関係者の安全確保のために実施すること

- 馬主、報道関係者の緊急連絡先を把握する。
- 馬主、報道関係者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、特に発熱又は風邪など体調が悪い場合及び以下に該当する場合は、来場自粛を求める。
- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛み

や結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など、新型コロナウイルス感染症の症状が想定される場合

- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 政府の指定する過去一定期間内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合
- 咳エチケット、こまめな手洗いまたは手指の消毒を実施するよう推奨する。
- 馬主席は原則指定席とし、座席間は一定の距離を確保するよう要請する。

⑥ 施設管理

(競馬場)

ア) 入場口

(厩舎関係者、従事者、馬主、報道関係者)

- 全ての入場口において、体調が悪いと思われる方への声掛け等を行い、発熱があった場合には施設内への入場を一旦お断りし、医療機関の受診や自宅待機等を促す。
- 入場の際、手指消毒できるように消毒液を設置する。

(来場者)

- 全ての入場口において、サーモグラフィー等による検温を行い、発熱があった場合には施設内への入場を一旦お断りし、医療機関の受診や自宅待機等を促す。
- 体調が悪いと思われる方への声掛け等を行う。
- 入場の際、手指消毒できるように消毒液を設置する。
- 待機場所には、一定の距離が空くように措置（フロアマーカ―やロープの設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、時間差入退場等、そのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限を実施する。

(入場券販売)

- 人と人との距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用するなど工夫して、飛沫を防止する。テーブルなどは定期的に清拭消毒を行う。
- キャッシュレスによる決済をできる限り推奨する。
- ボタン部分など高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清拭消毒を行う。
- ボタン部分など高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に消毒液を設置する。

イ) パドック、スタンド、ウイナーズ・サークル等

(厩舎関係者、馬主)

- ・ 厩舎関係者、馬主などがパドック、ウイナーズ・サークルを利用の際は、相互の身体的距離（社会的距離）を確保するため、できるだけ一定の間隔が空くように措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。

(報道関係者)

- ・ 報道関係者が、ウイナーズ・サークル等において取材活動を行う際は、指定された取材章を佩用のうえ、取材対象者との身体的距離（社会的距離）を確保するため、できるだけ一定の間隔が空くように措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。

(来場者)

- ・ 来場者同士に一定の距離が空くように措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- ・ 設置している柵など高頻度接触部位は、定期的に清拭消毒を行う。

ウ) 館内一般

- ・ 清掃、消毒、換気を適切に実施する。
- ・ こまめな手洗いまたはアルコール等の手指消毒液を設置することにより手指の消毒を行う。
- ・ 特定エリア（発売機等）に行列が生じる場合、一定の距離を空けた整列を促すよう措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を最低限にする。特に高頻度接触部位（勝馬投票券発売機・払戻機、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）は定期的に清拭消毒を行う。

- ゴミは定期的に収集し、ゴミ袋はしっかりと口を縛るなど清掃員以外接触しないように注意を促す。
- 清掃やゴミの収集・廃棄作業を終えた後は、手洗いをを行う。
- 換気に関しては、適切な空調設備を活用した常時換気又は窓開け換気（可能な範囲で2方向）を行う。いずれの場合も必要な換気量（1人あたり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1000ppm以下に維持するよう努める。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。換気に加えて、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下を目安に維持することが望ましい。必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。なお、パーティション等を設置する際には、空気の流れを阻害しないよう配置することに留意する。

エ) 窓口

- 現金の取扱いをできるだけ減らす手段として、キャッシュレス投票を推奨する。
- 対面で案内又は発売を行う際に、人と人の距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用するなど工夫して、飛沫を防止する。
- テーブルなどは定期的に消毒を行う。
- 発売窓口に行列ができる場合は、一定の距離を空けた整列を促す措置（フロアマーカ―やロープ設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、人が密集しないように工夫する。

オ) ロビー、休憩スペース

- 例えば、密になる可能性が高い通路やモニター前等における飲食は禁止するとともに、対面での会話を回避するよう注意を促す。
- 休憩中に、人が滞留しないよう、一定の距離を置いたスペース作り等の工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- テーブル、椅子等の物品は、定期的に清拭消毒を行う。
- 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を要請する。
- 喫煙所の利用に当たっては以下の対応を講ずる。
 - 屋外の喫煙所は、灰皿の間隔を空けるなど、一定の間隔を確保するよう努め、人が密集しないスペース作り等の工夫を行う。
 - 屋内の喫煙所は、三つの密を防ぐことを徹底し、人が密集することがないように

混雑時の入場制限を実施する。

- 常時換気が不可能な屋内の喫煙所は、使用を禁止する。

カ) トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行う。
- 便座に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルや個人用タオルを使用する。
- (トイレの混雑が予想される場合、) 一定の距離を空けた整列を促す措置(フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等)を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- 液体石鹼や手指消毒用の消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を徹底する。消毒液は、定期的に補充する。

キ) 食堂・ファストフードコーナー、売店等

テナント事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- 対面で販売を行う際に、人と人との距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用するなど工夫して、飛沫を防止するよう要請する。
- テーブルなどは定期的に清拭消毒を行うよう要請する。
- 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね一定の間隔以上となるよう、またできるだけ対面の着座をしないよう、椅子を間引く等、各店舗における席の配置についての工夫を要請する。
※ただし、少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。
- 混雑時には、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限(入場制限等)を実施するよう要請する。
- 施設内の換気を徹底するよう要請する。
- 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底するよう要請する。
- 飲食施設に関わる従事者は、体調管理及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するよう要請する。
- ユニフォームや衣服は定期的に洗濯するよう要請する。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない

よう要請する。

ク) 遊戯施設

- 利用時に、来場者に手洗いや手指消毒液の使用を促す。
- 混雑時には、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限（入場制限等）を実施する。
- 身体保持装置などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清拭消毒を行う。

ケ) 集客型のイベント等

- 特に三つの密の回避に留意し、一定の距離を空けて来場者を配置するなど、感染予防を徹底する。
- 着ぐるみ等が出演し、来場者に触れる場合は消毒等を徹底する。

(ウインズ・エクセル)

ア) 入場口

(従事者)

- 全ての入場口において、体調が悪いと思われる方への声掛け等を行い、発熱があった場合には施設内への入場を一旦お断りし、医療機関の受診や自宅待機等を促す。入場の際、手指消毒できるように消毒液を設置する。

(来場者)

- 全ての入場口において、サーモグラフィー等により検温を行い、発熱があった場合には施設内への入場を一旦お断りし、医療機関の受診や自宅待機等を促す。
- 体調が悪いと思われる方への声掛け等を行う。
- 入場の際、手指消毒できるように消毒液を設置する。
- 待機場所には、一定の距離が空くように措置（フロアマーカ―やロープの設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、時間差入退場等、そのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限を実施する。

(入場券販売)

- 人と人との距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用するなど工夫して、飛沫を防止する。テーブルなどは定期的に清拭消毒を行う。
- キャッシュレスによる決済をできる限り推奨する。
- ボタン部分など高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清拭消毒を行う。
- ボタン部分など高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるよう周辺に消毒液を設置する。

ウ) 館内一般

- 清掃、消毒、換気を適切に実施する。
- こまめな手洗いまたはアルコール等の手指消毒液を設置することにより手指の消毒を行う。
- 特定エリア（発売機等）に行列が生じる場合、一定の距離を空けた整列を促すよう措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を最低限にする。特に高頻度接触部位（勝馬投票券発売機・払戻機、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）は定期的に清拭消毒を行う。
- ゴミは定期的に収集し、ゴミ袋はしっかりと口を縛るなど清掃員以外接触しないように注意を促す。
- 清掃やゴミの収集・廃棄作業を終えた後は、手洗いを行う。
- 換気に関しては、適切な空調設備を活用した常時換気又は窓開け換気（可能な範囲で2方向）を行う。いずれの場合も必要な換気量（1人あたり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1000ppm以下に維持するよう努める。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。換気に加えて、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下を目安に維持することが望ましい。必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。なお、パーテーション等を設置する際には、空気の流れを阻害しないよう配置することに留意する。

エ) 窓口

- 現金の取扱いをできるだけ減らす手段として、キャッシュレス投票を推奨する。
- 対面で案内又は発売を行う際に、人と人との距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用するなど工夫して、飛沫を防止する。
- テーブルなどは定期的に消毒を行う。
- 発売窓口に行列ができる場合は、一定の距離を空けた整列を促す措置（フロアマ

ーカーやロープ設置による動線の確保、整理人員の配置等)を講じ、人が密集しないように工夫する。

オ) ロビー、休憩スペース

- 例えば、密になる可能性が高い通路やモニター前等における飲食は禁止するとともに、対面での会話を回避するよう注意を促す。
- 休憩中に、人が滞留しないよう、一定の距離を置いたスペース作り等の工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- テーブル、椅子等の物品は、定期的に清拭消毒を行う。
- 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒の徹底を要請する。
- 喫煙所の利用に当たっては以下の対応を講ずる。
 - 屋外の喫煙所は、灰皿の間隔を空けるなど、一定の間隔を確保するよう努め、人が密集しないスペース作り等の工夫を行う。
 - 屋内の喫煙所は、三つの密を防ぐことを徹底し、人が密集することがないよう混雑時の入場制限を実施する。
 - 常時換気が不可能な屋内の喫煙所は、使用を禁止する。

カ) トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行う。
- 便座に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルや個人用タオルを使用する。
- (トイレの混雑が予想される場合、)一定の距離を空けた整列を促す措置(フロアマーカーやロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等)を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- 液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を徹底する。消毒液は、定期的に補充する。

キ) 食堂・ファストフードコーナー、売店等

テナント事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- 対面で販売を行う際に、人と人との距離が確保できない場合等は、従事者はマスクもしくはフェイスシールドを着用するなど工夫して、飛沫を防止するよう要請する。

- テーブルなどは定期的に清拭消毒を行うよう要請する。
- 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね一定の間隔以上となるよう、またできるだけ対面の着座をしないよう、椅子を間引く等、各店舗における席の配置についての工夫を要請する。
※ただし、少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。
- 混雑時には、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限（入場制限等）を実施するよう要請する。
- 施設内の換気を徹底するよう要請する。
- 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底するよう要請する。
- 飲食施設に関わる従事者は、体調管理及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するよう要請する。
- ユニフォームや衣服は定期的に洗濯するよう要請する。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないよう要請する。

ケ) 集客型のイベント等

- 特に三つの密の回避に留意し、一定の距離を空けて来場者を配置するなど、感染予防を徹底する。
- 着ぐるみ等が出演し、来場者に触れる場合は消毒等を徹底する。

⑦ 広報・周知

- 来場者、厩舎関係者、従事者、馬主、報道関係者に対し、以下について周知する。
 - 健康状態等による来場自粛や、同じく健康状態等の報告及び必要に応じた出勤自粛の徹底（発熱又は風邪の症状がある場合。発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐がある場合。新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。政府の指定する過去一定期間内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等へ渡航した場合。以上の場合について必要に応じて来場の自粛又は出勤の自粛を要請する）。
 - 体調不良時に連絡する担当者・窓口への伝達方法（掲示による周知）。
 - これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」及び新型コロナウイルス感染症から回復した者に対する

差別防止の徹底（放送や掲示による周知・広報）。

- 来場に当たっての交通機関や飲食店の分散利用を呼びかける。
- 現金の取扱いをできるだけ減らすためのキャッシュレス決済の推奨。
- 本資料及び施設ごとの対応方針に基づいて対策を講じることをホームページ等において周知し、対策を徹底する。

5 厩舎関係者・従事者に感染者が確認された場合の対応

- 医療機関等の指示に従い、求めがあった場合は聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所等を消毒し、同一の場所で勤務する厩舎関係者や従事者に自宅待機させることを検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行う。

6 来場者・馬主・報道関係者に感染者が確認された場合の対応

- 医療機関等の指示に従い、求めがあった場合は聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、必要な場所等を消毒する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行う。

備考：競馬場及び場外発売所における感染予防対策の実施については下記の情報もご参照ください。

- 新型コロナウイルス対応（国の方針等）
<https://corona.go.jp>（内閣官房）

参照

- 国民の皆様へ（新型コロナウイルス感染症）（厚生労働省）

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
- 新しい生活様式の実践例（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント（内閣官房）
https://corona.go.jp/proposal/pdf/cold_region_20201112.pdf
- 「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項（日本環境感染学会とりまとめ）」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html
- 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」（個人情報保護委員会）
https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/
- 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ）（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- 抗原定性検査キット利用の具体的手順、購入申し込みリスト等
<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>
（令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html
（新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）の承認情報）
- 新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html
- 新型コロナワクチンについて（厚生労働省）
<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>
- マスクの着用について（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html
- 新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001020788.pdf>
- 「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙2（2023年2月10日）（内閣官房コロナ室）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230210.pdf
- 「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について

(改訂その8) (2023年2月10日) (内閣官房コロナ室等)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshaninshou_20230210.pdf

- 「オミクロン株のBA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」2022年7月22日(8月24日最終改正)
(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf>

- 「(2022年11月版)新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識」
(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>

- 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方を見直し等について」(2023年2月10日)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r2_050210.pdf